

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する等の政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第二十一条第一項ただし書、第六十二条第一項及び附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（家畜伝染病予防法施行令の一部改正）

第一条 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表リフトバレー熱の項の次に次のように加える。

ランピースキン病

水牛

第六条第二号口中「リフトバレー熱」の下に「、ランピースキン病」を加える。

附則に次の一項を加える。

3 法附則第五条の政令で定める動物用生物学的製剤は、豚熱予防液とする。

（ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の廃止）

第二条 ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令

和七年政令第二百五十六号。附則第二条において「指定政令」という。）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号。以下この条において「改正法」という。）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。ただし、第一条中家畜伝染病予防法施行令附則に一項を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

（施行前にされた処分等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にされた指定政令において準用する家畜伝染病予防法の規定による処分、命令その他の行為は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関税法施行令の一部改正）

第四条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六号中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に改める。